

国民健康保険料に係る未就学児の均等割の減額について

1 目的

令和3年6月に「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国民健康保険法施行令（以下「政令」）の改正により令和4年4月1日から未就学児に係る保険料均等割の軽減措置が講じられることに伴い、本市においても保険料均等割を減額しようとするものです。

2 概要

全世帯の未就学児に係る保険料均等割について、その5割を減額します。なお、既に低所得世帯軽減（7割・5割・2割）の適用がある場合、適用後の残りの5割を減額します。

		低所得以外の世帯	低所得世帯		
現行	減額割合	軽減なし	7割	5割	2割
	減額される額	—	26,271円	18,765円	7,506円
改正	減額割合	5割	8.5割	7.5割	6割
	減額される額	18,765円	31,901円	28,148円	22,518円

※本市の均等割額（減額前）は未就学児1人当たり37,530円

※本市の国民健康保険被保険者のうち未就学児：1,277人（令和4年1月現在）

※令和4年度 明石市の未就学児保険料均等割の減額見込額：15,162,000円

3 財源

国1/2、県1/4、市1/4

※地方負担は地方交付税措置のため、市の新たな負担はありません。

4 今後の予定

本運営協議会の答申を受けた後、明石市議会に明石市国民健康保険条例改正案を提案する予定です。